

平成30年11月 1日
堺市上下水道局

堺市上下水道局が発注する土木工事等における見積り歩掛の公表について（通知）

公共工事等の入札及び契約については、市民や法人等に対して、競争性の向上や透明性の確保等をする必要があります。

これを踏まえ、堺市上下水道局が発注する土木工事等において法人等より徴収する見積り歩掛については、入札情報である金抜設計書に記載することにより公表するとして、下記のとおり取り扱うこととしますので、通知します。

1) 見積り歩掛を入札情報として公表する案件について

予定価格（堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第19条第1項ただし書の規定により、単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、契約期間中の予定総額をいう。以下同じ。）が2,500,000円を超える建設工事（建築工事を除く）、及び予定価格が1,000,000円を超える委託業務を競争入札により発注する案件のうち、以下に示す全ての条件を満たしている案件とする。

- I. 契約図書に金抜設計書を含むもの。
- II. 仕様書等において、準拠する積算基準（土木工事積算基準等）の明示があるもの。
- III. 土木工事積算基準等（建築工事積算基準を除く）に記載の経費計算に基づき予定価格を算定したもの。

※見積りによる経費計算に基づき予定価格を決定したものは、上記III.に該当しない。

2) 1)のうち、非公表とする歩掛について

歩掛を公表することにより、歩掛を決定した法人等が特定でき、かつ歩掛を決定した法人等から公にしないことを条件に提供された歩掛は非公表とする。

また、歩掛を採用した法人等を仕様書等に明示している場合は、その法人等より歩掛が入手可能であるため、歩掛は非公表とする。

3) 公表の方法

金抜設計書に記載する。

4) 問い合わせ先

土木工事等の担当課

5) 適用時期

11月1日以降に入札公告を行う案件から適用する。